



# パンフレット・保険料表

## 契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」はご契約に関する大切な事項を記載しています。必ずお読みいただき大切に保管してください。

未来の自分が決める保険

# WAYS

ウェイズ

### ご契約時の保障

## 死亡保障

### 将来、保障を選べる

「死亡保障」を  
継続する  
**死亡保障**  
コース

「年金」が  
受け取れる  
**年金**  
コース

「介護年金」が  
受け取れる  
**介護年金**  
コース

一生涯の  
「医療保障」  
「健康祝金」も受け取れる  
**医療保障**  
コース



**No.1** アフラックは  
「がん保険」も「医療保険」も  
契約件数 No.1  
(平成27年版「インシュアランス生命保険統計号」より)

「生きる」を創る。

# Aflac

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<http://www.aflac.co.jp/>) 上で、いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません**。
- ▶▶ **Web約款**の特長、閲覧方法など、詳しくは「その他重要事項 ④ Web約款について」P.38をご確認ください。

### 〈本冊子について〉

- ・「本冊子」に記載の保障内容および保険料は2016年11月2日現在のものです。
- ・2016年11月2日現在の保険料率(口座振替料率)です。
- ・保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年未満は切捨)により決まります。
- ・「本冊子」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
- ・特約のみをお申込みいただくことはできません。
- ・**ご案内の保障内容以外をご希望の場合はお問い合わせください。**

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

### 〈保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください〉

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「終身保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にごございますのでお問い合わせください。

**ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。**

### お問い合わせ、お申込みは

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

募集代理店については、下記または同封の書類に記載の募集代理店、お問い合わせ先欄をご確認ください。

〈引受保険会社〉

# Aflac

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

※祝日を除きます。

募集代理店は当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。

詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで  
ご案内する保障分野

死亡時の保障

貯蓄

(教育資金や老後生活資金準備など)

介護や障がいの保障

病気やケガの保障  
(がんや重大疾病の保障も含む)

このパンフレットでは  
ご案内しておりません

がんや重大疾病  
(特定の疾病)の保障

対応する  
商品・特約

WAYS(ウェイズ)

お1人でお読みになっ  
ていて  
ご不明な点やご相談が  
ありましたら、  
お気軽にお問い合わせ  
ください。

どのプランを  
選べばいいの  
かわからない、  
相談したい。



どんなときに  
保険金が  
もらえるのか  
詳しく  
知りたい。



保険料が  
いくらになる  
のか、  
教えてほしい。



お問い合わせは

「裏表紙」または「同封書類」に記載の募集代理店まで

お問い合わせ  
の前に

お問い合わせにあたっては、  
本冊子とあわせて同封書類を  
お手元にご用意ください。



お問い合わせ  
のときは

ご質問のあるタイトル番号やページ番号をお伝えください。

タイトル番号

1

特長と保障を知る

WAYSで、まずは万一の備えを確保。  
将来ご希望のコースを選べます

ページ番号



3

ステップで選ぶ、

未来の自分が決める保険  
**WAYS**  
ウェイズ

## アフラックの 「終身保険」WAYS

ステップ  
1



特長と保障を **知る** P.3

ステップ  
2



保険料を **確認する** P.6

ステップ  
3



お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要…………… P.13  
注意喚起情報…………… P.29  
その他重要事項…………… P.35

使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。



保険の専門用語などについて記載しています。



# 特長と保障を知る

未来の自分が決める保険

## WAYS で、まずは万一の備えを確保、 将来ご希望のコースを選べます

### step1

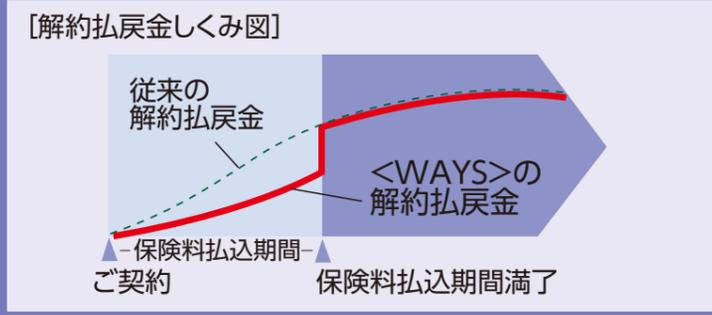
#### ご契約時の保障

ご契約例(60歳変更タイプの場合)

### 万一のときの死亡保障

死亡したとき、または  
高度障害状態になったとき  
受け取れます。

**! <保険料払込期間中の解約払戻金について>**  
 解約した場合、解約払戻金があります。ただし、短期間で解約したときは解約払戻金がない場合もあります。  
 保険料払込期間中の解約払戻金を従来(当社規定により計算した解約払戻金)の70%(累計払込保険料に対する割合ではありません)に設定しているため、**保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。**



そのまま  
継続

### 死亡保障 コース

変更せずに、そのまま  
「死亡保障」を継続できます。  
かけ捨てではありません。  
解約した場合は解約払戻金を受け取れます。

一生涯  
保障

60歳以降  
何歳でも  
変更可能

### 年金 コース

暮らしを充実させる「年金」を受け取れます。

60歳時  
に変更  
58歳時に  
コース選択

### 介護年金 コース

公的介護保険の認定を受けた場合、  
「介護年金」を受け取れます。

### 医療保障 コース +死亡保障

健康状態にかかわらず、  
一生涯の「医療保障」に変更できます。

一生涯  
保障



●記載の保障内容・金額などは、保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。  
 ●コース変更後の保障内容・金額などは、コース変更時の特約条項・基礎率などに基づいて決まるため、保険  
 ●ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が累計払込保険料を下回る場合が

あります。  
 のご契約時点で定まるものではありません。  
 ありますのでご注意ください。

ステップ

2



# 保険料を確認する

未来の自分が決める保険

# WAYS

ウェイズ

## 保険料表

### 保障を変更する年齢をお選びください

保障移行可能年齢	60歳変更タイプ 「介護年金」「医療保障」 コースは58歳時に選択	65歳変更タイプ 「介護年金」「医療保障」 コースは63歳時に選択	70歳変更タイプ 「介護年金」「医療保障」 コースは68歳時に選択
保険料払込期間	60歳払済	65歳払済	70歳払済
契約年齢	0歳から満55歳まで	0歳から満60歳まで	0歳から満65歳まで
男性	P.7~8		
女性	P.9~10		

※保障を変更する年齢と保険料の払込年齢(保険料払込期間)は同じとなります。

### 保険料をご確認ください

ご自身の年齢の保険料をご確認ください

保険料払込期間をご確認ください

男性

保険料払込期間: 60歳払済 60歳変更タイプ

保険料払込期間: 65歳払済 65歳変更タイプ

年齢	保険金額500万円の場合		保険金額300万円の場合	
	60歳払済	65歳払済	60歳払済	65歳払済
0歳	5,375円	3,285円	5,035円	3,081円
1歳	5,460	3,348	5,125	3,135
2歳	5,545	3,417	5,225	3,195
3歳	5,630	3,486	5,325	3,255
4歳	5,715	3,551	5,430	3,318
5歳	5,800	3,619	5,545	3,387
6歳	5,885	3,690	5,660	3,466
7歳	5,970	3,764	5,785	3,551
8歳	6,055	3,841	5,910	3,646
9歳	6,140	3,924	6,040	3,744
10歳	6,225	4,010	6,180	3,768
11歳	6,310	4,102	6,320	3,852
12歳	6,395	4,204	6,470	3,942
13歳	6,480	4,315	6,625	4,035
14歳	6,565	4,435	6,785	4,131
15歳	6,650	4,565	6,955	4,233
16歳	6,735	4,705	7,125	4,335
17歳	6,820	4,851	7,300	4,440
18歳	6,905	5,016	7,490	4,554
19歳	6,990	5,187	7,680	4,668
20歳	7,075	5,364	7,885	4,791
21歳	7,160	5,540	8,095	4,917
22歳	7,245	5,725	8,315	5,049

保険料払込期間 60歳払済 60歳変更タイプ

契約日の満年齢	保険金額500万円の場合		保険金額300万円の場合	
	月払保険料		月払保険料	
0歳	5,375円	3,285円		
1	5,480	3,348		
2	5,595	3,417		
3	5,710	3,486		
4	5,835	3,561		
5	5,965	3,639		
6	6,100	3,720		
7	6,240	3,804		
8	6,385	3,891		
9	6,540	3,984		
10	6,700	4,080		
11	6,870	4,182		
12	7,040	4,284		
13	7,225	4,395		
14	7,415	4,509		
15	7,615	4,629		
16	7,820	4,752		
17	8,035	4,881		
18	8,260	5,016		
19	8,495	5,157		
20	8,740	5,304		
21	9,000	5,460		
22	9,275	5,625		
23	9,565	5,799		
24	9,875	5,985		
25	10,200	6,180		
26	10,545	6,387		
27	10,910	6,606		
28	11,305	6,843		
29	11,725	7,095		
30	12,180	7,368		
31	12,645	7,647		
32	13,150	7,950		
33	13,690	8,274		
34	14,275	8,625		
35	14,905	9,003		
36	16,650	10,050		
37	17,530	10,578		
38	18,495	11,157		
39	19,555	11,793		
40	20,725	12,495		
41	22,015	13,269		
42	23,450	14,130		
43	25,055	15,093		
44	26,860	16,176		
45	28,910	17,406		
46	31,065	18,699		
47	33,550	20,190		
48	36,445	21,927		
49	39,850	23,970		
50	43,885	26,391		
51	48,825	29,355		
52	54,985	33,051		
53	62,885	37,791		
54	73,405	44,103		
55	88,055	52,893		
56				
57				
58				
59				
60	ご契約 いただけません	ご契約 いただけません		
61				
62				
63				
64				
65				

保険料払込期間 65歳払済 65歳変更タイプ

契約日の満年齢	保険金額500万円の場合		保険金額300万円の場合	
	月払保険料		月払保険料	
0歳	5,035円	3,081円		
1	5,125	3,135		
2	5,225	3,195		
3	5,325	3,255		
4	5,430	3,318		
5	5,545	3,387		
6	5,660	3,456		
7	5,785	3,531		
8	5,910	3,606		
9	6,040	3,684		
10	6,180	3,768		
11	6,320	3,852		
12	6,470	3,942		
13	6,625	4,035		
14	6,785	4,131		
15	6,955	4,233		
16	7,125	4,335		
17	7,300	4,440		
18	7,490	4,554		
19	7,680	4,668		
20	7,885	4,791		
21	8,095	4,917		
22	8,315	5,049		
23	8,550	5,190		
24	8,795	5,337		
25	9,050	5,490		
26	9,325	5,655		
27	9,610	5,826		
28	9,915	6,009		
29	10,245	6,207		
30	10,585	6,411		
31	10,950	6,630		
32	11,340	6,864		
33	11,750	7,110		
34	12,195	7,377		
35	12,665	7,659		
36	13,160	7,956		
37	13,685	8,271		
38	14,250	8,610		
39	14,865	8,979		
40	15,525	9,375		
41	17,230	10,398		
42	18,145	10,947		
43	19,145	11,547		
44	20,240	12,204		
45	21,445	12,927		
46	22,780	13,728		
47	24,260	14,616		
48	25,915	15,609		
49	27,770	16,722		
50	29,880	17,988		
51	32,085	19,311		
52	34,630	20,838		
53	37,585	22,611		
54	41,075	24,705		
55	45,185	27,171		
56	50,225	30,195		
57	56,500	33,960		
58	64,550	38,790		
59	75,255	45,213		
60	90,165	54,159		
61				
62	ご契約 いただけません	ご契約 いただけません		
63				
64				
65				

保険料払込期間 70歳払済 70歳変更タイプ

契約日の満年齢	保険金額500万円の場合		保険金額300万円の場合	
	月払保険料		月払保険料	
0歳	4,760円	2,916円		
1	4,840	2,964		
2	4,930	3,018		
3	5,015	3,069		
4	5,110	3,126		
5	5,215	3,189		
6	5,320	3,252		
7	5,420	3,312		
8	5,535	3,381		
9	5,645	3,447		
10	5,770	3,522		
11	5,895	3,597		
12	6,020	3,672		
13	6,155	3,753		
14	6,300	3,840		
15	6,440	3,924		
16	6,590	4,014		
17	6,740	4,104		
18	6,900	4,200		
19	7,060	4,296		
20	7,235	4,401		
21	7,410	4,506		
22	7,595	4,617		
23	7,790	4,734		
24	7,990	4,854		
25	8,205	4,983		
26	8,430	5,118		
27	8,665	5,259		
28	8,920	5,412		
29	9,180	5,568		
30	9,455	5,733		
31	9,745	5,907		
32	10,050	6,090		
33	10,375	6,285		
34	10,720	6,492		
35	11,085	6,711		
36	11,475	6,945		
37	11,885	7,191		
38	12,320	7,452		
39	12,790	7,734		
40	13,290	8,034		
41	13,810	8,346		
42	14,370	8,682		
43	14,970	9,042		
44	15,610	9,426		
45	16,310	9,846		
46	17,985	10,851		
47	18,940	11,424		
48	19,985	12,051		
49	21,120	12,732		
50	22,380	13,488		
51	23,760	14,316		
52	25,295	15,237		
53	27,000	16,260		
54	28,925	17,415		
55	31,095	18,717		
56	33,370	20,082		
57	35,990	21,654		
58	39,035	23,481		
59	42,615	25,629		
60	46,850	28,170		
61	52,025	31,275		
62	58,480	35,148		
63	66,735	40,101		
64	77,705	46,683		
65	92,945	55,827		

男性 / 60歳払済 / 65歳払済 / 70歳払済

女性 / 60歳払済 / 65歳払済 / 70歳払済

保険料払込期間 **60歳払済 60歳変更タイプ**

契約日の満年齢	保険金額500万円の場合		保険金額300万円の場合	
	月払保険料		月払保険料	
0歳	5,145円	3,147円		
1	5,245	3,207		
2	5,350	3,270		
3	5,460	3,336		
4	5,580	3,408		
5	5,700	3,480		
6	5,830	3,558		
7	5,965	3,639		
8	6,100	3,720		
9	6,245	3,807		
10	6,395	3,897		
11	6,555	3,993		
12	6,715	4,089		
13	6,890	4,194		
14	7,070	4,302		
15	7,260	4,416		
16	7,455	4,533		
17	7,660	4,656		
18	7,880	4,788		
19	8,105	4,923		
20	8,340	5,064		
21	8,595	5,217		
22	8,860	5,376		
23	9,140	5,544		
24	9,435	5,721		
25	9,750	5,910		
26	10,085	6,111		
27	10,440	6,324		
28	10,815	6,549		
29	11,220	6,792		
30	11,645	7,047		
31	12,100	7,320		
32	12,580	7,608		
33	13,100	7,920		
34	13,655	8,253		
35	14,260	8,616		
36	16,065	9,699		
37	16,910	10,206		
38	17,840	10,764		
39	18,860	11,376		
40	19,985	12,051		
41	21,225	12,795		
42	22,610	13,626		
43	24,160	14,556		
44	25,905	15,603		
45	27,885	16,791		
46	29,965	18,039		
47	32,370	19,482		
48	35,175	21,165		
49	38,480	23,148		
50	42,400	25,500		
51	47,190	28,374		
52	53,180	31,968		
53	60,875	36,585		
54	71,125	42,735		
55	85,420	51,312		
56				
57				
58				
59				
60	ご契約 いただけません	ご契約 いただけません		
61				
62				
63				
64				
65				

保険料払込期間 **65歳払済 65歳変更タイプ**

契約日の満年齢	保険金額500万円の場合		保険金額300万円の場合	
	月払保険料		月払保険料	
0歳	4,800円	2,940円		
1	4,890	2,994		
2	4,980	3,048		
3	5,075	3,105		
4	5,175	3,165		
5	5,285	3,231		
6	5,390	3,294		
7	5,505	3,363		
8	5,625	3,435		
9	5,745	3,507		
10	5,875	3,585		
11	6,005	3,663		
12	6,145	3,747		
13	6,290	3,834		
14	6,440	3,924		
15	6,600	4,020		
16	6,760	4,116		
17	6,930	4,218		
18	7,105	4,323		
19	7,290	4,434		
20	7,485	4,551		
21	7,685	4,671		
22	7,900	4,800		
23	8,125	4,935		
24	8,355	5,073		
25	8,605	5,223		
26	8,870	5,382		
27	9,145	5,547		
28	9,435	5,721		
29	9,740	5,904		
30	10,065	6,099		
31	10,410	6,306		
32	10,775	6,525		
33	11,170	6,762		
34	11,580	7,008		
35	12,030	7,278		
36	12,495	7,557		
37	12,990	7,854		
38	13,525	8,175		
39	14,105	8,523		
40	14,725	8,895		
41	16,480	9,948		
42	17,350	10,470		
43	18,305	11,043		
44	19,350	11,670		
45	20,495	12,357		
46	21,770	13,122		
47	23,185	13,971		
48	24,765	14,919		
49	26,545	15,987		
50	28,560	17,196		
51	30,680	18,468		
52	33,130	19,938		
53	35,975	21,645		
54	39,340	23,664		
55	43,320	26,052		
56	48,195	28,977		
57	54,290	32,634		
58	62,130	37,338		
59	72,575	43,605		
60	87,135	52,341		
61				
62	ご契約 いただけません	ご契約 いただけません		
63				
64				
65				

保険料払込期間 **70歳払済 70歳変更タイプ**

契約日の満年齢	保険金額500万円の場合		保険金額300万円の場合	
	月払保険料		月払保険料	
0歳	4,515円	2,769円		
1	4,590	2,814		
2	4,670	2,862		
3	4,755	2,913		
4	4,845	2,967		
5	4,935	3,021		
6	5,030	3,078		
7	5,130	3,138		
8	5,235	3,201		
9	5,335	3,261		
10	5,450	3,330		
11	5,565	3,399		
12	5,680	3,468		
13	5,805	3,543		
14	5,935	3,621		
15	6,070	3,702		
16	6,210	3,786		
17	6,350	3,870		
18	6,500	3,960		
19	6,650	4,050		
20	6,815	4,149		
21	6,980	4,248		
22	7,160	4,356		
23	7,345	4,467		
24	7,540	4,584		
25	7,740	4,704		
26	7,950	4,830		
27	8,175	4,965		
28	8,405	5,103		
29	8,650	5,250		
30	8,910	5,406		
31	9,180	5,568		
32	9,465	5,739		
33	9,765	5,919		
34	10,085	6,111		
35	10,425	6,315		
36	10,780	6,528		
37	11,165	6,759		
38	11,565	6,999		
39	12,000	7,260		
40	12,460	7,536		
41	12,940	7,824		
42	13,460	8,136		
43	14,015	8,469		
44	14,610	8,826		
45	15,255	9,213		
46	16,960	10,236		
47	17,855	10,773		
48	18,830	11,358		
49	19,900	12,000		
50	21,080	12,708		
51	22,375	13,485		
52	23,815	14,349		
53	25,430	15,318		
54	27,250	16,410		
55	29,300	17,640		
56	31,470	18,942		
57	33,970	20,442		
58	36,885	22,191		
59	40,335	24,261		
60	44,410	26,706		
61	49,410	29,706		
62	55,645	33,447		
63	63,655	38,253		
64	74,310	44,646		
65	89,155	53,553		

男性 / 60歳払済 / 65歳払済 / 70歳払済

女性 / 60歳払済 / 65歳払済 / 70歳払済

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

契約概要

P.13

契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

例えば

保険の特長・しくみは？

どんなときに  
保険金・給付金などが  
支払われるの？

保険料払込みの  
流れは？

契約できる  
条件は？

など

注意喚起情報

P.29

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。

例えば

告知とは？

申込みを撤回  
したいときは？

保障の開始は  
いつ？

保険金・給付金などを  
請求するときは？

など

その他重要事項

P.35

お申込みに際してご確認いただきたい補足的情報をまとめています。

支払事由や制限事項などの詳細、主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

# 契約概要

## もくじ

- ① 特長としくみ ..... P.13
- ② 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) ..... P.13
- ③ 保険金・給付金などのお支払い ..... P.15
- ④ 保障の変更(移行)について ..... P.17
- ⑤ 契約者配当金・解約払戻金 ..... P.23
- ⑥ 保険料の払込方法 ..... P.23
- ⑦ 保険料払込みの流れ ..... P.25
- ⑧ 保険料に関する留意事項 ..... P.26
- ⑨ お引受けの条件 ..... P.27
- ⑩ 特約の更新について ..... P.28

## 1 特長としくみ

「未来の自分が決める保険WAYS(ウェイズ)」の特長、しくみ図は、**P.3~4** をご確認ください。

## 2 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

保険料払込期間・保障移行可能年齢 **用語** によって契約年齢が異なります。

### WAYS(ウェイズ)の契約内容

正式名称	保険期間	保険料払込期間		保障移行可能年齢	契約年齢
終身保険 〔低解約払戻金型〕	終身	歳満期払済	60歳払済	60歳	0歳~満55歳
			65歳払済	65歳	0歳~満60歳
			70歳払済	70歳	0歳~満65歳
		10年払済	60歳	60歳	0歳~満50歳
				65歳	0歳~満55歳
			70歳	60歳	0歳~満60歳
				65歳	0歳~満65歳
			15年払済	60歳	0歳~満45歳
				65歳	0歳~満50歳
		年満期払済	16年払済	60歳	0歳~満44歳
				65歳	0歳~満49歳
			70歳	60歳	0歳~満54歳
				65歳	0歳~満59歳
			17年払済	60歳	0歳~満43歳
				65歳	0歳~満48歳
		18年払済	60歳	0歳~満42歳	
			65歳	0歳~満47歳	
				70歳	0歳~満52歳

## プラス 付加できる特約

「WAYS(ウェイズ)」の保険料払込期間によって付加できる特約・契約年齢が異なります。

正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
定期特約	10年満期(*)	10年	満3歳~満60歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳~満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳~満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳~満65歳
災害死亡割増特約	10年満期(*)	10年	満3歳~満60歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳~満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳~満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳~満65歳
傷害特約	10年満期(*)	10年	満3歳~満60歳
	60歳満期	60歳まで	満3歳~満55歳
	65歳満期	65歳まで	満3歳~満60歳
	70歳満期	70歳まで	満3歳~満65歳

(\*)自動更新により、所定の年齢まで保障されます。

▶▶特約の自動更新について、詳しくは「契約概要 ⑩ 特約の更新について」**P.28** をご確認ください。

### ■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

※保険料のお払込みは不要です。

▶▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

### ■「リビング・ニーズ特約」について

被保険者の余命が6カ月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶詳しくは **しおり** 「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

### ■「元気割引(健康割引特約〔特約用〕)」について

「定期特約」と同時に「元気割引(健康割引特約〔特約用〕)」を付加できます。

▶▶詳しくは「その他重要事項 ③ 元気割引について」**P.37** をご確認ください。

### ⚠ 特約の付加にあたって

- 特約のみのお申込みはできません。
- 「WAYS(ウェイズ)」の保険料払込期間が「年満期払済」の場合、特約は付加できません(「指定代理請求特約」「リビング・ニーズ特約」を除きます)。
- 「WAYS(ウェイズ)」の保険料払込期間によって、付加できる特約の保険期間が異なります。また、特約の保険期間によっては特約を中途付加できない場合があります。詳細は当社または募集代理店までお問い合わせください。

### ➕ 補足

本パンフレットに記載のないプランをご希望の場合は当社または募集代理店までお問い合わせください。

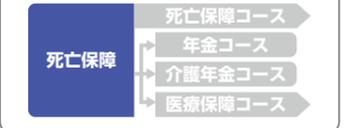
### 用語

- 「保障移行可能年齢」とは：「死亡・高度障害」の保障を「年金コース」「介護年金コース」「医療保障コース」に変更できる年齢のことで、契約時に60歳・65歳・70歳のいずれかを選択

### 3 保険金・給付金などのお支払い ▶▶参照 「WAYS」について

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。  
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

#### 保障移行可能年齢までの保障



#### 保障移行可能年齢までの保障

主契約・特約名称	保険金・給付金	支払事由	支払額	支払事由の詳細／制限の例
主契約 WAYS(ウェイズ)	死亡保険金	死亡したとき	保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保険金と高度障害保険金の重複支払いはありません。</li> <li>死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした後、「WAYS(ウェイズ)」および付加されているすべての特約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します)。</li> </ul>
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき		
定期特約	特約死亡保険金	特約保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>特約死亡保険金と特約高度障害保険金の重複支払いはありません。</li> <li>特約高度障害保険金をお支払いした場合、「定期特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。</li> </ul>
	特約高度障害保険金	特約保険期間中に所定の高度障害状態になったとき		
災害死亡割増特約	災害死亡保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故によって180日以内に死亡したとき</li> <li>所定の感染症によって死亡したとき</li> </ul>	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害死亡保険金と災害高度障害保険金の重複支払いはありません。</li> <li>災害高度障害保険金をお支払いした場合、「災害死亡割増特約」は高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します。</li> </ul>
	災害高度障害保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき</li> <li>所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき</li> </ul>		
傷害特約	災害死亡保険金	特約保険期間中につきのいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>不慮の事故によって180日以内に死亡したとき</li> <li>所定の感染症によって死亡したとき</li> </ul>	災害保険金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害死亡保険金のお支払いに際して、同一の不慮の事故によりすでに障害給付金をお支払いしている(またはお支払いする)場合には、その障害給付金の支払額を災害保険金額から差し引いてお支払いします。</li> <li>障害給付金の支払額は、災害保険金額に所定の給付割合「10%(第6級)～100%(第1級)」を乗じて得た金額となります。                      ※給付割合は、身体障害状態の程度によって決まります。</li> <li>障害給付金のお支払いは、特約保険期間(更新後の保険期間を含む)を通じ、給付割合を通算して100%を限度とします。</li> </ul>
	障害給付金	特約保険期間中に、不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき	災害保険金額×所定の給付割合	
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額  を基準として計算した金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定期特約」については特約保険期間満了前1年以内は、リビング・ニーズ保険金の請求・受取りができません(「定期特約」が更新される場合を除きます)。</li> <li>「WAYS(ウェイズ)」の死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「WAYS(ウェイズ)」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。                      ※死亡保険金と高度障害保険金は支払いません。</li> <li>「定期特約」の特約死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いした場合、「定期特約」はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。                      ※特約死亡保険金と特約高度障害保険金は支払いません。</li> </ul>

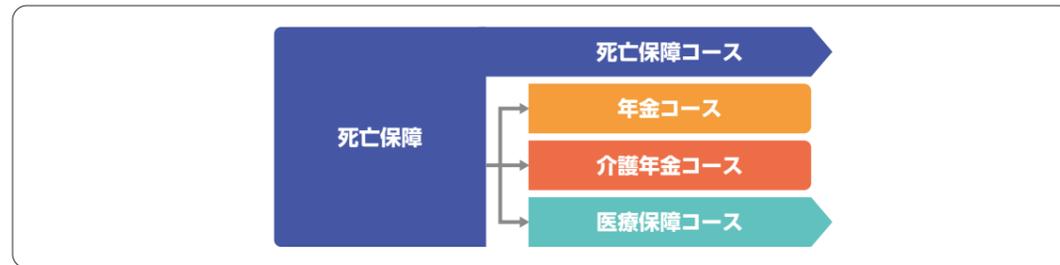
#### 用語

- 「指定保険金額」とは：
  - ・「WAYS(ウェイズ)」の保険金額および「定期特約」の特約保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
  - ・支払額は、指定保険金額 から 保険金請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額 を差し引いた金額

## 4 保障の変更(移行)について

▶▶参照 **しおり** 「WAYS」について

- 「WAYS(ウェイズ)」は保障を変更する年齢(保障移行可能年齢)以降、「死亡・高度障害」の保障を「年金コース」「介護年金コース」「医療保障コース」のいずれかに変更できます。「死亡・高度障害」の保障をそのまま継続することも可能です。
- 各コースへの変更(移行)は、特約(年金支払移行特約・公的介護保険制度連動年金支払移行特約・医療保障移行特約(2009))を締結することで、保障が開始(保障移行)します。コースによって変更後の保障を選択する時期や保障の開始時期が異なるため、詳しくは「ご契約のしおり・約款」および保障移行可能年齢以降の保障をお選びいただく際に当社からお送りする保障の変更(移行)の案内書類を必ずご確認ください。保障を変更する場合は、被保険者の同意のうえ、契約者からお申し出ください。



### 変更(移行)時期

- 保障を変更する年齢(保障移行可能年齢)は、契約時に「60歳」「65歳」「70歳」からお選びいただけます。
- 各コースの保障選択時期や特約締結日、保障開始日(保障移行日)は下記のとおりです。各コースへの変更は、保障選択時期にご案内する書類に記載の期限内にお申し出ください。▶▶詳しくは **しおり** 「医療保障」・「介護年金支払」・「年金支払」への移行について をご確認ください。

	保障移行可能年齢	保障選択時期 (保障移行可能年齢-2歳)	特約締結日	保障開始日 (保障移行日)		
年金コース	60歳・65歳・70歳	保障移行可能年齢以降いつでも選択可能(1回限り)	コース選択後の年単位の契約応当日 <b>用語</b>			
			60歳	58歳	60歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
			65歳	63歳	65歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日
介護年金コース	70歳	68歳	70歳の年単位の契約応当日	70歳の年単位の契約応当日		
			60歳	58歳	58歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
			65歳	63歳	63歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日
医療保障コース	70歳	68歳	68歳の年単位の契約応当日	70歳の年単位の契約応当日		
			60歳	58歳	58歳の年単位の契約応当日	60歳の年単位の契約応当日
			65歳	63歳	63歳の年単位の契約応当日	65歳の年単位の契約応当日

#### 用語

- 「契約応当日」とは：ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日

#### 補足

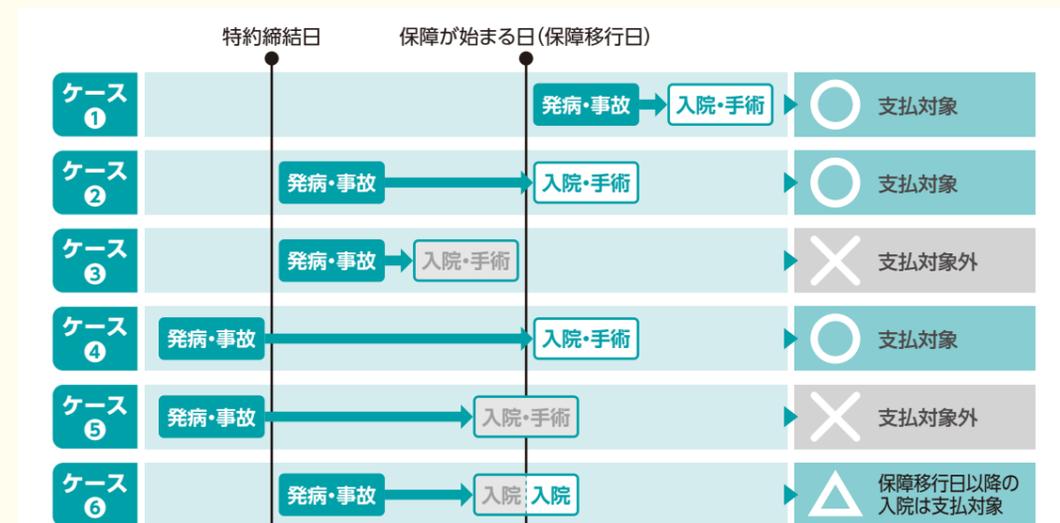
- 各コースへの変更は1回限りとなります。また変更後、異なるコースへの変更はできません(「医療保障コース」などに含まれる死亡保障を除く)。
- 「年金コース」「介護年金コース」に変更した場合、解約および年金額の減額はできません。
- 当社所定の条件を満たした場合、同時に複数のコースを選択できます。**詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

### 変更(移行)について

- 変更後の保険契約には、特約締結日現在の約款を適用します。
- 変更後の保障内容・金額などは、特約締結日時点の特約条項・基礎率などにより計算するため、今後変更となる場合があります**(保険のご契約時点で定まるものではありません)。
- 特約締結日における死亡保険金額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望の保障への移行を取り扱えない場合があります。
- 変更後の保障内容は、保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・ご契約時の年齢などにより異なります。
- ▶▶詳しくは **しおり** 「医療保障」・「介護年金支払」・「年金支払」への移行について をご確認ください。

### 医療保障コースに変更した場合、保障移行日より前に開始した入院・手術など、給付金をお支払いできない場合があります。

医療保障コースに変更した場合、つぎのケース③⑤など、保障が始まる日(保障移行日)より前に開始した入院・手術などの場合は給付金をお支払いできません。ただし、つぎのケース⑥の「保障移行日以降の入院」についてはお支払いの対象となります。



※治療以外の目的での入院、入院の必要性がない入院の場合も、給付金はお支払いしません。

次ページへ続く▶

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。  
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



### 保障移行可能年齢以降の各コースの保障

	給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
<b>死亡保障コース</b>		「死亡・高度障害保障」をそのまま継続します。 ▶▶ 死亡保険金・高度障害保険金のお支払いについて、詳しくは「契約概要 ③ 保険金・給付金などのお支払い」P.15～16をご確認ください。			保障移行可能年齢の誕生日以降に到来する最初の年単位の契約応当日以降に高度障害状態に該当し、高度障害保険金をお支払いした場合でも、すでに「年金コース」「介護年金コース」「医療保障コース」へ変更（移行）している保障は消滅しません。
<b>年金コース (年金支払移行特約)</b>	年金	被保険者が、年金支払期間中に生存しているとき	基本年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。</li> <li>年金受取人は、未払いの年金(現価)を年金支払期間中いつでも一括で請求できます。</li> <li>年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、未払いの年金(現価)を一括でお支払いします。</li> </ul>
<b>介護年金コース (公的介護保険制度連動年金支払移行特約)</b>	公的介護保険制度連動年金	被保険者が、初めて公的介護保険の要介護認定または要支援認定を受けたとき	基準年金額(年額)	年金支払期間中、毎年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護年金受取人は、契約者または被保険者のいずれかになります。</li> <li>介護年金受取人は、未払いの年金(現価)を年金支払期間中いつでも一括で請求できます。</li> <li>公的介護保険の認定を受けなかった場合、または認定を受けることなく死亡した場合、当社所定の利率、経過年数に応じた払戻金をお支払いします(介護年金としてお支払いする額よりも少ない金額になります)。</li> </ul>
				<b>× 支払対象外</b>	特約締結日前日までに、被保険者について公的介護保険の要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがある場合

▶ 次ページへ続く

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などをご確認ください。  
 下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障移行可能年齢以降の保障



保障移行可能年齢以降の各コースの保障

給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
<b>医療保障コース(*1)</b> (医療保障移行特約 (2009))	<b>疾病入院給付金</b> 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき 入院給付金日額	・病気・ケガそれぞれ <b>1回の入院</b> <b>用語</b> につき、 最高60日まで ・病気・ケガそれぞれ通算 1,095日まで	疾病入院給付金と災害入院給付金との <b>重複支払いはありません</b> 。 ○ <b>支払対象</b> 帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院 × <b>支払対象外</b> ・正常分娩のための入院 ・健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 ・介護を目的とする介護療養型医療施設への入院
	<b>手術給付金</b>	重大手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×40	支払回数は無制限	○ <b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎの <b>「重大手術」</b> ・がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ・脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ・心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ・心臓・肺・肝臓・すい臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術 × <b>支払対象外</b> ・腹腔鏡下手術・胸腔鏡下手術・穿頭術 ・先進医療に該当する場合
	疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院中に手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	・支払回数は無制限 ・ <b>一連の手術</b> <b>用語</b> については14日間に1回	○ <b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 × <b>支払対象外</b> ・上記 <b>「重大手術」</b> に該当する手術 ・傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ・抜歯 ・異物除去(外耳、鼻腔内) ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲粘膜) ・魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) ・先進医療に該当する場合	
	外来による手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×5			
	<b>放射線治療給付金</b>	新生物の治療を目的として、所定の放射線治療を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	・支払回数は無制限 ・複数回受けた場合は、施術の開始日から60日に1回	○ <b>支払対象</b> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 × <b>支払対象外</b> ・血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ・先進医療に該当する場合
	<b>先進医療一時金</b>	病気・ケガで所定の先進医療を受けたとき ▶▶先進医療については「 <b>その他重要事項 2 先進医療について</b> 」 <b>P.37</b> をご確認ください。	1回につき 入院給付金日額×10	1年間に5回	× <b>支払対象外</b> ・医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合 ・歯(牙)、歯肉、歯槽骨の疾患(悪性新生物は除く)またはこれらの傷害に関するもの、および歯(牙)欠損を直接の原因とする療養
	<b>健康祝金(*2)</b>	つぎのすべてに該当したとき ・5年ごとの期間が満了したときに生存しているとき ・5年ごとの期間中に継続10日以上入院に対する疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき	1回につき 入院給付金日額×20	2回	・健康祝金の受取人は、契約者となります。 ・健康祝金は所定の利率(*3)による利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた健康祝金は、契約者からの請求によりお支払いします。 (*3)詳しくは、当社ホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。 × <b>支払対象外</b> 5年ごとの期間が満了する日を含む入院が、継続10日以上あった場合(5年ごとの期間中に継続10日の疾病・災害入院給付金の支払いがあったとみなします)

(\*1) 被保険者が死亡した場合、契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

(\*2) 健康祝金について  
 保障移行可能年齢ごとの「5年ごとの期間」や「支払時期」は下記のとおりです。

保障移行可能年齢	5年ごとの期間	支払時期
60歳	60～65歳、65～70歳	65歳時、70歳時
65歳	65～70歳、70～75歳	70歳時、75歳時
70歳	70～75歳、75～80歳	75歳時、80歳時

**用語**

- **「1回の入院」とは**：つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度(60日)を適用
  - ・**疾病入院給付金**  
 同一または関連性の高い原因により2回以上入院した場合で、**退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再度入院した場合**
  - ・**災害入院給付金**  
 同一の原因により2回以上入院した場合で、**事故の日からその日を含めて180日以内に再度入院した場合**
- **「一連の手術」とは**：つぎの①②の両方に該当する手術のこと(例：下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など)
  - ① 同一の手術を複数回受けた場合
  - ② ①の手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

## 5 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり](#) 解約と解約払戻金についてをご確認ください。

契約者配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「WAYS(ウェイズ)」および特約には、<b>契約者配当金はありません。</b></li> </ul>
解約払戻金	<p><b>保障移行可能年齢まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「WAYS(ウェイズ)」[定期特約] <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年齢・性別・経過年数などによって、当社所定の解約払戻金をお支払いします。なお、「WAYS(ウェイズ)」は、保険料払込期間中に解約した場合、当社規定により計算した解約払戻金に70%(累計払込保険料に対する割合ではありません)を乗じた金額をお支払いします。</li> <li>・ご契約後短期間で解約した場合や保険期間によっては、<b>解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。</b>また、保険料払込期間中の解約払戻金額は、多くの場合、累計払込保険料を下回ります。 ※保険期間が10年の「定期特約」は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。</li> </ul> </li> <li>●「災害死亡割増特約」「傷害特約」 <b>解約払戻金はありません。</b></li> </ul>
	<p><b>保障移行可能年齢以降</b></p>
	<p><b>死亡保障コース</b></p> <p>継続した死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。</p>
	<p><b>年金コース</b></p> <p>解約の取扱いはありません。</p>
	<p><b>介護年金コース</b></p> <p>解約の取扱いはありません。</p>
<p><b>医療保障コース</b></p> <p>入院給付金日額の30倍の金額と、変更後に残る死亡保険金額の経過年数に応じた解約払戻金をお支払いします。</p> <p>ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、解約払戻金が累計払込保険料を下回る場合があります。</p>	

## 6 保険料の払込方法

保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。具体的な保険料については「保険料表」[P.6~10](#)、「ご提案書」などをご確認ください。

▶▶保険料払込期間について、詳しくは「契約概要 [2](#) 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)」[P.13~14](#) をご確認ください。

### 払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

### 主契約の保険料払込み

「WAYS(ウェイズ)」の保険料払込期間には、「歳満期払済」「年満期払済」があります。

#### 歳満期払済

所定年齢の誕生日後に迎える年単位の契約応当日 [用語](#) から保険料の負担がなくなります。

〈例〉60歳払済で契約日が7月1日、誕生日が5月1日の場合



#### 年満期払済

保険料払込期間経過後から保険料の負担がなくなります。

〈例〉10年払済の場合

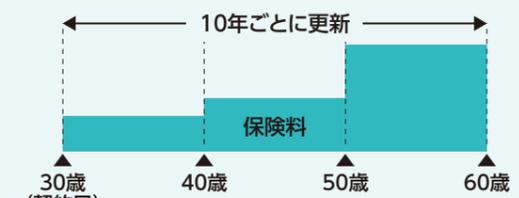


### 【更新あり】 保険期間が定期で、更新がある特約の保険料払込み

- 更新がある特約の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。

#### 更新がある特約の保険料イメージ(「定期特約(10年満期)」の場合)

〈例〉30歳で契約した場合



※多くの場合、更新するごとに保険料は高くなります。

### 【更新なし】 保険期間が定期で、更新がない特約の保険料払込み

- 定額の保険料を一定の期間までお支払いいただきます。
- 保険料は、保険期間満了年齢の誕生日後に迎える年単位の契約応当日の前日までの分をお支払いいただきます。

#### 更新がない特約の保険料イメージ(「定期特約(65歳満期)」の場合)

〈例〉契約日が7月1日、誕生日が5月1日の場合



#### 用語

- 「契約応当日」とは：ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日

## 7 保険料払込みの流れ

▶▶参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

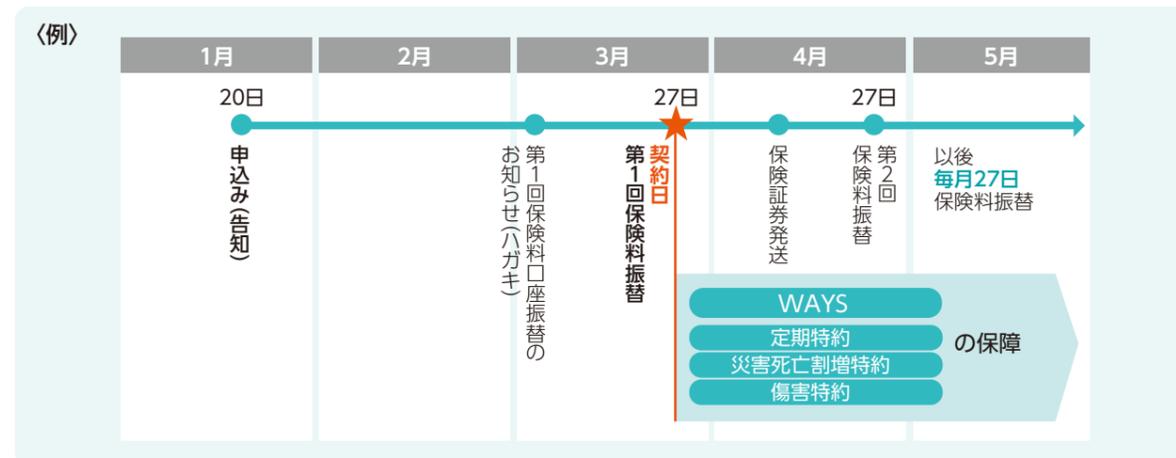
お申込みから保険料払込みのスケジュールは下記のとおりとなります(月払の場合)。

※半年払・年払については、当社または募集代理店にお問い合わせください。

### 1 第1回目の保険料から口座振替の場合

**契約日(★)：**申込み(告知)と第1回保険料振替がともに完了した日(この日の満年齢で保険料が決まります)

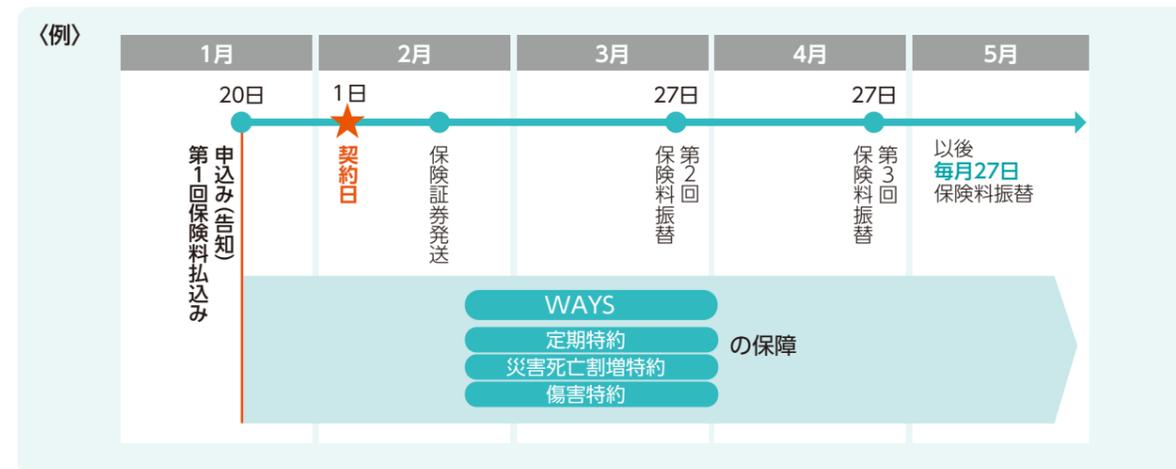
**保障の開始：**申込み(告知)と第1回保険料振替がともに完了した時



### 2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

**契約日(★)：**申込み(告知)と第1回保険料払込みがともに完了した日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

**保障の開始：**申込み(告知)と第1回保険料払込みがともに完了した時



#### 補足

- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。  
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- お払込みいただく保険料が200万円を超える場合は、直接当社にお振込みいただきます。保険料払込方法について詳しくは、当社または募集代理店までお問い合わせください。

2をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

## 8 保険料に関する留意事項

### 累計払込保険料について

ご契約内容やご契約の経過年数などによっては、保険金額や解約払戻金が累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

### 保険料払込免除

当社所定の身体障害状態に該当した場合、以後の保険料払込みが免除となります。

▶▶詳しくは[しおり](#)「終身保険(低解約払戻金型)」のお支払についてをご確認ください。

### 保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは[しおり](#)「保険料の前納」をご確認ください。

### 保険料の高額割引制度

#### 「WAYS(ウェイズ)」の場合

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

#### 「定期特約」の場合

保険金額1,500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

## 9 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- 被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。
- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 妊娠8カ月(28週)以上の方はお申込みいただけません。

また、下記の限度のほか、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度、保険金などの限度														
主契約 WAYS(ウェイズ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>死亡保険金額の限度</b> 通信販売でのご契約は200万円から500万円まで(100万円単位)(告知書扱)。 500万円を超える金額をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。</li> <li>● <b>告知書扱の場合の死亡保険金額の限度</b> ※下記告知書扱を超える死亡保険金額については診査扱 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額(*1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満39歳以下</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>満40歳以上満65歳以下</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table>                     (*1) 過去3年以内に告知書扱で契約した当社の死亡保険金額などの通算                 </li> <li>● <b>ほかの保険金と通算した限度</b> 被保険者1人につき、当社の「終身保険」「定期保険」「養老保険」、特約などの死亡保険金などの額を通算して下記範囲内となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満15歳未満</td> <td>1,000万円(*2)</td> </tr> <tr> <td>満15歳以上満24歳以下</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>満25歳以上満65歳以下</td> <td>5億円</td> </tr> </tbody> </table>                     (*2) 当社および他社などの死亡に関する保険金(災害死亡保険金などを含む)の通算                 </li> </ul> <p>医療保障コースに変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>入院給付金日額の限度</b> 被保険者1人につき、「WAYS(ウェイズ)」の入院給付金日額を通算して20,000円まで</li> </ul>	被保険者の年齢	限度額(*1)	満39歳以下	1,500万円	満40歳以上満65歳以下	1,200万円	被保険者の年齢	限度額	満15歳未満	1,000万円(*2)	満15歳以上満24歳以下	1億円	満25歳以上満65歳以下	5億円
被保険者の年齢	限度額(*1)														
満39歳以下	1,500万円														
満40歳以上満65歳以下	1,200万円														
被保険者の年齢	限度額														
満15歳未満	1,000万円(*2)														
満15歳以上満24歳以下	1億円														
満25歳以上満65歳以下	5億円														
災害死亡割増特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特約保険金額の限度</b> 100万円から「WAYS(ウェイズ)」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで(100万円単位)</li> <li>● <b>ほかの保険金と通算した限度</b> 被保険者1人につき、当社の「災害死亡割増特約」「災害死亡割増特約[がん保険)」の保険金額と通算して5,000万円まで</li> </ul>														
傷害特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特約保険金額の限度</b> 100万円から「WAYS(ウェイズ)」および「定期特約」の保険金額の合計の1.5倍まで(100万円単位)</li> <li>● <b>ほかの保険金と通算した限度</b> 被保険者1人につき、当社の「傷害特約」の保険金額と通算して1,000万円まで</li> </ul>														

## 10 特約の更新について

保険期間が10年の「定期特約」「災害死亡割増特約」「傷害特約」は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。**

▶▶ 詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	主契約の保険料 払込期間	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
● 定期特約(*1)	60歳払済	満50歳以下	10年(*2)	満56歳以上の場合、更新できません。
		満51歳～満55歳	60歳満期	
● 災害死亡割増特約	65歳払済	満55歳以下	10年(*2)	満61歳以上の場合、更新できません。
		満56歳～満60歳	65歳満期	
● 傷害特約	70歳払済	満60歳以下	10年(*2)	満66歳以上の場合、更新できません。
		満61歳～満65歳	70歳満期	

(\*1) 「元気割引」を付加した場合、「元気割引」は自動更新されません。

(\*2) 更新時の年齢が下記の場合、申し出によりそれぞれ下記の保険期間に変更して更新できます。

主契約の保険料払込期間	更新時の年齢	更新後の保険期間
60歳払済	満46歳～満49歳	60歳満期
65歳払済	満51歳～満54歳	65歳満期
70歳払済	満56歳～満59歳	70歳満期

### ▶ 相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳しくは「注意喚起情報 ① 相談・照会・苦情の窓口」 P.34 をご確認ください。

# 注意喚起情報

## もくじ

- 1 反社会的勢力に該当する場合 ..... P.29
- 2 告知義務 ..... P.29
- 3 お申込みの撤回または解除 ..... P.30
- 4 保障の開始 ..... P.31
- 5 お支払いできない場合 ..... P.31
- 6 保険金・給付金などのご請求 ..... P.32
- 7 ご契約の失効・復活 ..... P.32
- 8 解約と解約払戻金 ..... P.33
- 9 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し ..... P.33
- 10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ..... P.34
- 11 相談・照会・苦情の窓口 ..... P.34

## 1 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、  
保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(\*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有している場合には、**保険契約のお申込みはできません。**
- 保険契約締結後に反社会的勢力(\*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(\*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき**保険契約が解除されます。**

(\*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。  
(\*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

## 2 告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

正しく告知していただかないと、  
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

### 補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「保険金・給付金などのご請求」や「保険料払戻金のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

### 既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 一部特約のみをお断り
- お申込みをお断り

※当社には、健康状態にかかわらず告知なしでお申込みいただける「アフラックの終身保険どなたでも」(契約年齢:満40歳~満80歳)があります。

### ⚠ 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

〈「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース〉

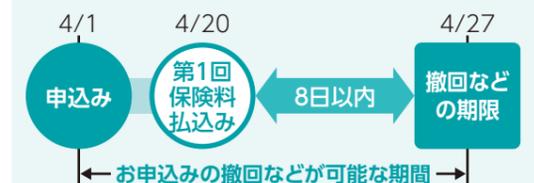
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
  - 責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合  
上記の場合、保険金・給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除** **用語**の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。
- 上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

## 3 お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回  
または解除ができます。

- 契約者(契約を申し込まれる方)は、「申込み」および「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)払込み」がともに完了した日からその日を含めて8日以内であれば、申し込まれたご契約の**撤回** **用語**または解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)ができます。この場合、払い込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)
- 第1回保険料をクレジットカードで支払う場合、「申込み」および「クレジットカードの有効性についての確認」がともに完了した日からその日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回などができます。

〈例〉4月1日にお申込みの場合



### 【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

- 〈記入項目〉①記入日  
②撤回の理由および撤回をしたい意思  
③契約者の自署・フリガナ  
④契約者の生年月日  
⑤契約者の住所・電話番号  
⑥被保険者名  
⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類)  
⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可)  
※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行

### ⚠ つぎの場合には、お申込みの撤回などができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

### 用語

- 「解除」とは：保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「撤回」とは：保険期間の開始前に、申込者がご契約のお申込みを取り下げること

## 4 保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

- ご契約上の保障を開始する時期を「責任開始期」といいます。
- 当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期」は、つぎのとおりです。

「告知」および「第1回保険料払込み」がともに完了したときを「責任開始期」とし、そのときから保障を開始します。



### 補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

## 5 お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期より前に発生した不慮の事故や、責任開始期より前に発病した病気を原因として高度障害状態に該当した場合など
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効 **用語** している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合  
〈例〉保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは「契約概要 ③ 保険金・給付金などのお支払い」 P.15~16、「契約概要 ④ 保障の変更(移行)について」 P.17~22のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 用語

- 「失効」とは：保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため保険金などは支払われない)

## 6 保険金・給付金などのご請求

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 保険金・給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご確認ください。

### 給付金・保険金請求手続きに関する専用フリーダイヤル

通話料 無料 **0120-555-877** 受付時間 [月曜日~金曜日] 9:00~17:00  
※ 祝日を除きます。

※ 休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については「契約概要 ③ 保険金・給付金などのお支払い」 P.15~16、「契約概要 ④ 保障の変更(移行)について」 P.17~22のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。  
▶▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」についてをご確認ください。

### 補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

## 7 ご契約の失効・復活

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効することがあります。

### ご契約の失効

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は**払込猶予期間満了日の翌日に失効します**。

▶▶詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間と失効 をご確認ください。

### 自動振替貸付

●一時的に保険料のご都合がつかないとき、当社が自動的に保険料を立て替え(自動振替貸付)、ご契約を継続させることができます。

●自動振替貸付を希望しない場合には、書面で当社または募集代理店へお申し出ください。

▶▶詳しくは **しおり** 保険料のお払込が困難な場合 をご確認ください。

### ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

▶▶詳しくは **しおり** ご契約の復活 をご確認ください。

## 解約払戻金の有無は 保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
  - 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。
- ▶▶詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

## 乗換えや見直しは、契約者にとって 不利益となることがあります。

### 「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
  - 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
- ▶▶詳しくは「注意喚起情報 **2** 告知義務」 P.29～30 をご確認ください。
- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



### 健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

## 当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- **保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額などが削減されることがあります。**
  - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、**保険契約者保護の措置が図られることがあります。**この場合にも、**契約時の保険金額・給付金額などが削減されることがあります。**
- ▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

### 生命保険契約者保護機構

☎ **03-3286-2820** **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00  
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

## お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

### アフラックコールセンター

通話料 **0120-5555-95** **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～18:00  
[土曜日] 9:00～17:00  
※祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

### 一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

# その他重要事項

## もくじ

- ① 個人情報について (保険契約者および被保険者の皆様へ) …… P.35
- ② 先進医療について …… P.37
- ③ 元気割引について …… P.37
- ④ Web約款について …… P.38

## 1 個人情報について(保険契約者および被保険者の皆様へ)

詳しくは、当社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」に記載していますのでご確認ください。

### お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社が取扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

### センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

### 代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

### 団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

### 再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

### 契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

### 支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(\*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消または無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「相互照会事項」の全部または一部について、共同して利用します。

(\*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

### 相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故  
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

### 開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

### プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに則って業務を行っています。

## 2 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる!探せる!先進医療サーチ <http://senshin-search.net/> 先進医療サーチ 検索

### 先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

### 公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

## 3 元気割引について

「元気割引」を付加すると、「定期特約」の保険料が安くなります。

▶詳しくは [しおり「元気割引」について](#) をご確認ください。

※「元気割引」「健康体保険料率」における「元気」「健康」とは、この特約における当社での呼称です。「当社の基準に該当しない方が元気(健康)ではない」ということではありません。

### 付加条件

- 契約年齢は満20歳～満70歳となります。
  - つぎの①～③の基準を満たしていることが必要となります。
    - ① BMIが17.1～27.0の範囲内であること  
※BMI(ボディ・マス・インデックス)とは国際的に広く使用されている「身長と体重のバランスを判断する指標」のひとつです。  
計算方法  $BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$
    - ② 血圧値が下記の範囲内であること
- | 契約年齢    | 最高    | 最低   |
|---------|-------|------|
| 20歳～59歳 | 139以下 | 89以下 |
| 60歳～70歳 | 159以下 | 94以下 |
- ※目安であり、この範囲内でも「元気割引」の適用とならない場合があります。
- ③ その他当社の定める引受範囲を満たしていること
- ※1 申込書(告知書)以外に、健康診断書コピーなどの提出または当社指定の医師による診査が必要です。
  - ※2 「健康診断書」は、検査日が告知日より1年6カ月以内のもので、身長・体重・血圧値・尿検査などが記載されている必要があります。
- タバコを吸わない人(\*)は、さらに保険料が割引となります。上記③の※1以外に、当社指定の医師などによる喫煙検査などが必要です。また、当社基準により保険金額などの制限があります。
- (\*)上記①～③に該当し、過去1年以内に喫煙したことがない方をいいます。

### 留意事項

- 「元気割引」を単独で中途付加することはできません(更新時は除く)。
- 自動更新のお取扱いはありません。ただし、保険期間満了時に改めてお申し出いただき、被保険者の健康状態その他が当社所定の「元気割引」の引受基準に該当している場合には、更新後の保険期間についても健康体保険料率が適用となります。

## 4 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

### 「Web約款」の特長

- ① 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

### 選択方法

「Web約款」を選択する場合は、申込書上の「Web約款」選択欄にチェックをつけてください(チェックをつけた場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」は送付・交付しません)。

### 「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットで当社ホームページにアクセス  
[アフラックホームページ](http://www.aflac.co.jp/) <http://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ内の「[Web約款](#) ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択